

令和8年2月定例会 環境農林委員会の概要

日時 令和8年3月6日（金） 開会 午前 9時59分
閉会 午後 1時20分

場所 第6委員会室

出席委員 杉田茂実委員長
橋詰昌児副委員長
林薫委員、飯塚俊彦委員、内沼博史委員、新井豪委員、小川真一郎委員、
小島信昭委員、細川威委員、松坂喜浩委員、山田裕子委員

欠席委員 なし

説明者 [環境部関係]
堀口幸生環境部長、竹内康樹環境部副部長、山井毅環境未来局長、
鈴木健一環境政策課長、佐藤正太温暖化対策課長、
尾崎範子エネルギー環境課長、小ノ澤忠義大気環境課長、
堀口郁子水環境課長、宮原正行産業廃棄物指導課長、
今川知浩資源循環推進課長、高橋和宏みどり自然課長
[農林部関係]
竹詰一農林部長、松澤純一農林部副部長、長谷川征慶農林部副部長、
中村真也農業政策課長、川嶋正樹農業ビジネス支援課長、
田嶋貴公農産物安全課長、見砂慎一畜産安全課副課長、
高橋正浩農業支援課長、吉田義彦生産振興課長、阿部徹森づくり課長、
中崎善匡全国植樹祭推進課長、西澤徳一郎農村整備課長

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件 名	結 果
第36号	埼玉県家畜保健衛生所の名称、位置及び管轄区域を定める条例の一部を改正する条例	原案可決
第37号	本多静六博士奨学資金貸与条例の一部を改正する条例	原案可決
第38号	埼玉県森林整備担い手基金条例を廃止する条例	原案可決
第39号	埼玉県県産木材利用促進条例	原案可決
第52号	和解することについて	原案可決
第58号	県営土地改良事業に要する経費の関係市町の負担額について	原案可決
第59号	農道整備事業等に要する経費の関係市町の負担額について	原案可決
第60号	国営利根中央土地改良事業（国営造成土地改良施設整備）の事業費の償還に要する経費の関係市町の負担額について	原案可決
第64号	埼玉県農林水産業振興基本計画の策定について	原案可決

第 6 9 号	令和 7 年度埼玉県一般会計補正予算（第 9 号）のうち 環境部関係及び農林部関係	原案可決
第 7 6 号	令和 7 年度本多静六博士育英事業特別会計補正予算 （第 1 号）	原案可決

2 請願
なし

報告事項（環境部関係）

第 1 0 次埼玉県廃棄物処理基本計画の策定について

【付託議案に対する質疑（環境部関係）】

林委員

- 1 まず1点目は、和解することについて、資料1についてである。今回は、約1億9,000万円の申立て額に対して、約5,000万円の和解案が示されたということである。減額された主な理由については、先ほど部長から説明いただいたが、申立てから和解案が示されるまで、県とADRセンターとの間で具体的にどのようなやり取りがあったのか、もう少し詳しく説明をお願いする。
- 2 和解に関して、人件費の減額が最も多額であったので、ということで説明を受けた。他の項目に関して、どのような理由で減額がされたのか、他の認められなかった項目に関して詳しい説明をお願いする。
- 3 資料2の1ページの補正予算の主な内容の三つ目の項目、放射線対策費のところであるが、環境放射能水準調査事業に係る備品購入が当初の見込みを下回ったというふうにあるが、この環境放射能水準調査というのはどのような調査か。
- 4 この備品購入費の減額として、2,172万円はかなり多いと思うが、これほどの差が生じた理由をお願いする。

環境政策課長

- 1 令和4年3月の申立て後、ADRセンターからは県に対して随時照会があり、損害内容の詳細やその必要性と根拠、裏付けとなる証拠資料の確認があった。最終的に、昨年2月にADRセンターから和解案骨子というものが示され、それに対しては我々も内容を検討して、顧問弁護士にも相談して、6月に県の考えを示す意見書というのをADRセンターに提出している。さらに、それを経て10月に和解案が示された。この和解案についても、再度、県の顧問弁護士に相談をして、意見を聴取した上で、今回議案としてお願いするものである。
- 2 認められなかった金額が大きい項目として、まず、3番の除染経費であるが、こちらは街路や河川整備等で発生した刈り草の焼却処分費であるが、福島第一原発事故による影響がなかった場合、すなわち、刈り草が放射能を有していなかったとしても焼却以外の方法による刈り草の処分は必要であるということで、全額ではなくて掛かり増し分だけの賠償となっている。1番の測定経費として、岩手県から災害廃棄物を受け入れた際の放射線量の測定費用についても減額されている。これは、環境省のガイドラインでは、搬出元である岩手県で測定されていた場合、受入れ先である埼玉県で改めて測定する必要はないとされているが、本県では県民の安心安全を確保する観点から、改めて、本県においても放射線量を測定しており、これは国のガイドラインと異なる運用であるということから全額の賠償は得られなかったというものである。

大気環境課長

- 3 環境放射能水準調査については、これは国の事業で環境中の放射線量の測定を行うため、測定機器であるモニタリングポストの設置、運用、維持管理を国から県に委託されているものであり、必要な費用は全て国の財源で対応している。
- 4 このたび、県内6か所のモニタリングポストのうち2台を更新するため、国の予算措置を見込んでいたところ、本県への予算措置がされなかったことから、備品の購入を見送ったということで補正が発生した。予算配分がなされなかった理由であるが、国の考え方として、モニタリングポストが破損したり、データが送信できなくなるなど、更新

の緊急性が高いところから予算を配分しており、本県の備品は特に支障が出ていないことから、予算措置の対象から外れたものと聞いている。

林委員

- 1 和解に関して、資料を見ると、以前にも既に和解が一度成立しているということである。前回の和解の際と、今回の和解しようとしている件と、基本的な考え方に変わりはないのかどうか、この点をお聞きする。
- 2 資料2に関して、備品の購入を見送ったためということで、説明は分かったが、実際に支障は起きないのか。
- 3 また、今年度は見送ったということだが、今後、備品の更新の予定はどのようなになっているのか。

環境政策課長

- 1 前日も今回も申立て額の中で大きな部分を占める人件費については、前日も時間内の人件費については損害として認められていない。そのため、和解額の算出に当たっての基本的な考え方というのは変わっていないというものである。

大気環境課長

- 2 本県のモニタリングポストは耐用年数を経過しているが、定期的なメンテナンスを行っており、測定は継続している。現時点では特に測定上の問題は起きていない。
- 3 備品の更新は当然必要と考えているので、令和8年度においても、引き続き国に予算措置を求めていく。

山田委員

- 1 第52号議案和解することについてお聞きする。1点目だが、この経緯のところを見ると、当初は直接交渉を行っていたとのことだが、その後、ADRによる和解仲介手続きを利用することになった理由について伺う。
- 2 訴訟ではなく、ADRを利用することのメリットをどのように考えているのかお聞かせいただきたい。
- 3 本県では申立てが3回に分けて行われたということだが、その理由について伺いする。
- 4 先ほどの林委員の質疑に関連して、申立て額と和解案額に大きなかい離が生じている理由については部長の説明でも理解をしたところであるが、原発事故は放射線対策など、県としてもとても大きな損害が生じて、現場では大変な御苦労があったと思う。そのような状況を踏まえると、今回の賠償額というのは決して十分な補償とはいえないと思うが、こうした点も踏まえて、今回、和解案を受け入れるに至った経緯について、総合的にどのような点を考慮して判断したのか、その理由について改めて伺いする。

環境政策課長

- 1 これは令和5年に議決いただいたときのADRの最初の申立てに関わる問題になるが、令和2年度時点において、県と東京電力の間には約3億円の賠償額のかい離があった。その中で、10年の時効が迫ってきたこと及び近隣都県の全てがADRセンターに申立てを行っているという状況を踏まえ、ADRセンターへの和解の仲介の申立てを行ったという経緯である。
- 2 ADRセンターの申立てを行った場合、訴訟に比べて迅速な解決が図れ、また、費用

もかからない簡便な手続であることからＡＤＲセンターによる和解の手続を選択している。

- 3 時効があった関係で全期間を一括して申立てを行う場合、資料等が膨大となり、手続が長期化することが予想されたため３回に分けて申立てを行っている。
- 4 次の二点を踏まえて、県としては和解を受託することを判断している。まず一点目は、ＡＤＲセンターが過去の事例や原子力場合損害賠償紛争審査会の考え方に基づき、審査した結果であり、客観的な視点による判断をされているということである。二点目はこの賠償額について、県の顧問弁護士と相談したところ、仮に訴訟を行っても和解案ほどの損害賠償は通常認められないとの見解が示されたためである。

細川委員

和解することについて一点伺う。今回のこの賠償についてはほかの都道府県もかなり同様の感じかと思うが、埼玉県以外で、例えば、和解案を受けるのではなくて訴訟していくというようなところがあったり、あるいは今回は和解案の金額も大体２億円が５，０００万円ということで、大体この同じような数字の和解額が提示されているのかどうか。

環境政策課長

まず、他県の状況であるが、東北及び関東地方の全都県と新潟県、本県を含めて計１４の都県がＡＤＲセンターに申立てを行っている。このうち、まだ和解案が完全に成立しておらず、手続が継続している都県は、本県を含めて現時点で七つの都県である。それから、他の都道府県における和解の状況であるが、申立て額に対する和解額の割合というのは都道府県単位で見ればばらつきはあるが平均すると約３割程度になっている。本県の場合、今回の和解案額をお認めいただいた場合、約３４％の和解案率というか和解額になるので、ほぼ全国並みというふうに言えるというふうに思っている。

細川委員

先ほど和解額はばらつきがあるとおっしゃったが、例えば、一番高いところとか一番低いところとか、それで結構なので割合も含めて教えていただければと思う。

環境政策課長

率でいうと、一番高いのは群馬県であり、約８割となっている。一番低いのは栃木県であり、約２０％台であるが、これは申立て額の中に先ほど来申し上げている時間内人件費というのを含めているのか含めていないかが大きな要素であり、群馬県の場合は申立ての中に時間内人件費を含めていないので、結果的には高くなっているということがある。時間内人件費については、どこの県も認められていない。埼玉県も今回申し上げたが認められていない。そういうものを入れるとどうしても和解率は下がってしまうということである。金額は群馬県については、我々が聞いている中では和解額は合計で３，８２９万円である。額で申し上げると、福島県がやはり一番高くなっており、和解額の段階で約２９億円の和解を受けている。

新井委員

先ほどの関連の質問であるが、今の福島県の金額は多分市町村である。５９の市町村のうち５４が訴えて、その合計値だと思うが、埼玉の話をすると埼玉県は県でやっているわけである。本県内の市町村でもやっているではないか。そういった面で参考に、全部聞いたら切りがないので、都道府県単位でどれだけの訴訟の和解、損害賠償が発生していて、

それで埼玉県はどの辺の位置にあるのか、東京都が多分20億円が一番高いと思うが、ちょっとその数字を。

環境政策課長

今私の手元には各14都県のADRセンターに申し立てた額及びその和解した額については、資料があるが、他の都道府県が直接交渉を含めて、幾らの賠償申立てを受け入れているのかという数字は手元にない。

小川委員

- 1 補正の9号の方でお伺いする。次世代自動車普及促進事業費約5,000万の減額になっているが、PRは、県民周知の方ほううまくいったのか。
- 2 広域廃棄物処理推進費7,400万減額であるが、環境整備センターにおいて受入を想定していた廃棄物の量が当初の見込みを下回ったということであるが、考え方とすれば県民のごみの減量のそういった考え方が普及したのか、それともほかの要因が何かあるのか。認識を教えていただければと思う。

大気環境課長

- 1 この補助金については県のホームページにも募集開始と同時に上げているのと、それを見ていただくということと、あと、国の補助金も同時に使うので、国の補助金の方でも各都道府県の補助金の使用ができるということが書いてあるので、そこを御覧なっただいただいていると私も思っている。それから、各自動車のディーラー、販売店の方に、個別にはなってしまうが、募集開始したというようなお話をさせていただいているという状況である。

資源循環推進課長

- 2 小川委員のおっしゃるとおり、長期的には一般廃棄物、産業廃棄物ともに、現在のこういう時代の中で、ごみの排出量自体の減少あるいは再資源化の増加などが要因と考えており、県として廃棄物の発生抑制やサーキュラーエコノミーの実現、そういった観点からも基本的には望ましいことというふうに考えている。

小川委員

次世代自動車の方で、ホームページと車のディーラーの方にもお知らせしたということであるが、せっかく付いた予算を返すというのは本当にもったいないことだと思う。県の皆様も使い切るといふ、使い切ると言ったら悪いが、せっかく付いた予算を県民のために還元するというのは本当に基本的な考え方と思うので、ホームページ、車のディーラーに対する説明以外に、もしこれ来年続けるのか。これは続けるのか。終わってしまうということである。そういったことであるならばしょうがない。考えていただいて、もしこういうことがあれば、こういった意見があったということを確認していただければと思う。（意見）

内沼委員

69号、補正予算であるが、脱炭素分散型エネルギー社会構築事業費について、これが大きな1億8,627万3千円ということになっているが、これ理由はスーパー・シティプロジェクトで見込んでいた市町村からの補助金申請が、別の財源等に活用と、別の財源で活用されていけばいいが、「等」ということはやはりこれだけ大きな金額が補正で減額

補正になっているということは、違う理由というか市町村からの見込額が違う理由で減額になったのも考えられるが、その「等」の中で市町村が諦めたとか、これはちょっとまだ難しいから来年度に回すみみたいな形のことも含めて、ほかにどんなものがあったのか少し教えていただければと思う。

エネルギー環境課長

委員からお話があったとおり、市町村の内部的な事情で事業計画が変更になり、事業自体が翌年度実施することになったなどの後ろ倒しになったような事業計画もあった。また、入札の結果、契約金額が当初の予定よりも低くなって、当初必要としていた額よりも少ない金額で補助金が必要になったというような、そういった事例もある。例としては以上である。

内沼委員

ということは、この1億8,000万の中身としては、別の財源を使ったものの割合と、そのほかの先ほど言ったような割合は、どのぐらいの割合なのか。分からなかったら後でもいいが、それをちょっと教えていただきたいと思う。

エネルギー環境課長

当初は21市町村に補助する予定であったが、実際には14市町村に補助をさせていただいた。7市町村からは、申請がなかったというような形になる。7市町村の内訳としては、財源の変更があったものが3市町村である。残りが先ほど申し上げたような、事業計画の変更などの理由により申請がなかったものである。

【付託議案に対する質疑（農林部関係）】

山田委員

- 1 まず、第36号議案、家保の件について伺います。今回の条例改正では、中央家保の管轄区域が川越家保へ移管されることとなり、川越家保の管轄区域や各業務が拡大することになると思う。その結果、業務量の増加によって、現場の対応に支障が生じないのか、再編後の業務量をどのように見込んでいるのか、職員体制はどのように確保するのか伺います。
- 2 川越家畜保健衛生所では、現在耐震改修を行ったと聞いているが、再編後の業務に対応できるスペースや設備が十分に確保されるのか伺います。
- 3 今回の再編によって、県内の家保は2拠点体制になるということだが、それぞれの拠点がどのような役割分担で業務を行うのか伺う。
- 4 伝染病への対応や防疫体制の観点から、今回の再編によって、体制が弱まることはないのか。むしろ強まるのか。県の考えをお聞かせいただきたい。
- 5 次に、第37号議案、本多静六博士奨学金のことについて伺います。本議案は法改正に伴って条文の文言を追加するものだということは理解をしているが、この機会に現在の状況をお伺いしたいと思う。長年、埼玉県独自の奨学金制度として実施されてきたものと承知しているが、近年の貸与者数の推移はどのようなになっているのかお聞かせいただきたい。
- 6 本制度は貸与型ということなので、返還状況もお聞きしたいと思うが、返還を適切に行っているのか、未返還や滞納の状況について、把握しているのか伺います。
- 7 現在は国も給付型奨学金があったり、また、大学独自の奨学金があったりと、学生を支援する制度も多様化していると思うが、本制度はそういった中でどのような役割を担

うものと位置付けているのかお伺いする。制度ならではの意義があればお聞きしたいと思う。

- 8 埼玉県県産木材利用促進条例について、ここは3点お伺いしたいと思う。まず、本条例は県産木材の利用を推進するという点に大きな意義があると考えている。改めて県産木材の利用促進する意義について、資料にもあったがもう少し具体的にお考えを伺いたいと思う。
- 9 県民コメントの中には森林所有者や事業者が置かれている状況について、木材価格の長期低迷などにより経営が厳しく、森林組合や森林所有者の努力だけでは安定的な木材供給が難しいという切実な意見が多数寄せられているのを読んだ。この県産木材の利用を進めるに当たって、森林所有者や事業者が置かれている状況の中で、木材供給のボトルネックになっている課題というのをどのように認識されているのかお伺いする。
- 10 県産木材の利活用というのは、公共施設の設備などの建築分野だけではなくて、例えば、生ごみ処理機キエーロであったり、様々な活用方法があると思う。県として市町村における公共施設だけではない、多様な県産木材の活用事例というのをどのように把握して、そして県内へ横展開していくお考えがあるかお伺いする。

畜産安全課副課長

- 1 業務量については、基本的に三つの家保の業務量を合算した業務量となる。ただ中央家保で担っていた病性鑑定機能の熊谷家保への移管。また、畜産農家が県北地域に集中していることなどを総合的に勘案した業務量となる。
- 2 川越家保についてであるが、そちらについては、再編後の川越家保の業務に必要な資機材は9月までに整備し、執務スペースや検査体制を確保することとしている。
- 3 再編後も両方の家保に共通の業務として、農家への衛生管理指導を行うが、熊谷家保は基幹的な家畜保健衛生所と位置付け、中央家保の病性鑑定部門とBSE検査牛処理施設、川越家保の野生動物検査部門施設を集約することで、業務の効率化を図る。
- 4 県内の家畜の約8割が飼われている県北地域に家保を新設し、病性鑑定施設を集約することで家畜伝染病の診断の迅速化が図られ、まん延防止対策の早期実施が可能となり、防疫体制の強化を図ることができる。

農業政策課長

- 5 今回の条例の施行期日に記載しているとおり、再編は9月1日付けということであるので、現時点でその時点の新たな体制の職員の確保というのが決まっているわけではないが、再編後の今回言及があった川越家畜保健衛生所の業務量を踏まえながら、業務の円滑な実施に支障が生じないように、必要な職員確保を図っていききたいと思う。

森づくり課長

- 6 本多博士奨学金の内容であるが、本多静六博士から秩父市中津川の県有林を寄附した際の希望条件を受けて、その県有林から得られた収入を基金として創設された奨学金制度である。こちらは昭和29年度から貸付けを開始している。対象は大学生又は専修学校専門課程の学生及び入学予定者であり、奨学金の額は月額奨学金30,000円と入学一時金300,000円の2種類あり、こちらを双方利用することも可能となっている。奨学金の種類は無利子の貸与型である。貸与者の推移であるが、平成29年度から日本学生支援機構が給付型の奨学金を始めたことにより、新規奨学生は減少していた。このため令和4年度以降、入学一時金を入学の前年度中に貸与できるよう募集要項を見直したところ新規奨学生は増加したが、また令和6年度から減少傾向にあるところであ

る。

- 7 在学しなくなった年度の翌々年度から、貸与期間の2倍の期間、年2回に分けて返還を頂いている。未返還のものについては督促状を送付し、電話により返還を督促している。また、まとめて支払うことができない者には、毎月状況に応じて返還できる金額を協議し、分割返還にも応じている。なお、令和6年度の返還率は98.8%である。本制度の特徴としては、大学進学前の住所が埼玉県内であることに限っていることのほか、返還の分割納付の要望に細かく対応しているなど、奨学生ごとにきめ細かく対応していることが挙げられる。国の制度との大きなすみ分けはないが、無利子となる奨学金には限度額があるので、本制度のような併用可能な奨学金があることは、奨学生にとって有利であり、学業に専念するための一助になる。
- 8 県産木材の利用を促進する意義であるが、埼玉県の森林は首都圏の水源地として水を供給する、あるいは山地災害や地球温暖化防止などの機能を有しており、重要性はますます高まっているところである。一方でスギやヒノキなど人工林の多くが利用可能な時期を迎えている中で、森林資源の活用が進まず高齢林が増加し、若齢林が減少している現状がある。多くの恵みをもたらす森林を将来に受け継いでいくためには、植えるだけでなく、植えて育てた森林を木材として活用する、伐って、植えて、育てるサイクルを樹立し森林の循環を進めていくことが重要と考えている。また、環境負荷が少ない資源である木材を利用することは、多面的な機能の持続的な発揮につながり、林業、木材産業の健全な発展、県民の豊かな暮らしの実現に寄与するものと考えている。
- 9 木材供給のボトルネックとなっている課題であるが、木材は川上の山で伐採されて、川下の建設業者等に届くまでに原木市場や製材工場、プレカット工場、製品市場など、複数の事業者を経由している。この長いリードタイムが構造的なボトルネックとして存在しており、川上の事業者は需要がつかみづらいために計画的な生産が難しい。一方で、建設業者は必要なときに必要な量の県産材が手に入らないといった課題が生じていると考えている。このため県では、川上から川下までの関係事業者と連携し、需給情報を共有して、安定的な供給体制の整備を目指す需給情報システムの構築や建設業者の需要に即応できるストック機能の整備の検討などの取組を進めて、県産木材の利用拡大を図っていくことで、森林所有者や林業事業者を支援していきたいと考えている。
- 10 県内の市町村では、森林環境譲与税を活用して県産木材を利用した公共施設の木質化や県産木材を使った出産祝いの木製品の贈呈などに取り組んでいただいている。県では毎年度調査を実施しており、市町村の活用事例を把握している。これを市町村を集めた会議で紹介するとともに、木造建築技術アドバイザーを派遣し、情報提供や助言を行っている。また、市町村と県産木材を活用した木製品等について、市町村と事業者のマッチングを図る会議も開催している。こうした取組で県内の横展開に取り組んでいる。

山田委員

- 1 まず、本多静六博士奨学金のことであるが、ただ今の御答弁で制度の概要等々について理解したが、さっき対応者数の推移をお聞きしたが、お答えがなかったが、ホームページを見ると定員は各50名と書いてあり、それに対してまた6年度から減ってきたとおっしゃっていたので、もうちょっと少ない状態かと思うが、制度を必要とする学生に情報が届くよう県として今までどのような周知を行ってきたか。
- 2 今回その対象が加わる定義に加わるという中で、新しく周知方法を工夫されることがあればお伺いしたいと思う。
- 3 木材利用促進条例についても一点だけ再質疑したいが、以前から、本県では既に埼玉県内の建築物等における木造化・木質化等に関する指針というのがあるので、そこで

も県産木材の利用を推進することが示されていたと思う。今回の条例制定を受けて、この指針についても見直しや改定を行うということなのか、また、その際にどのような視点や施策が追加されていくのか伺いたいと思う。

森づくり課長

- 1 おっしゃるとおり対象者数であるが、近年は10名前後に留まっている状況である。なかなか貸与型ということで、活用が進んでいない部分もあると考えている。県内ではこれまで、高校、大学、短期大学、専門学校等へ募集案内やチラシを送付しているほか、ホームページでも掲示をさせていただいている。
- 2 令和7年度から図書館へのチラシも送付している。引き続き、様々な手段で情報発信して活用が進むよう努めていきたいと考えている。
- 3 既存の県の指針については、国の都市の木造化推進法に規定する都道府県の方針として策定したものであり、建築物や土木工事における県産木材の利用推進を目的としている。一方で、今回の条例に策定する指針であるが、建築物や土木工事に限らず、日用品等も含め、全般的に県産木材の利用を促進することを目的としているので、条例に基づく指針の策定に当たっては、これらを踏まえた既存の指針を改正する形で様々な分野で県産木材の利用拡大を図っていくよう基本的な事項や目標を定めるということを考えている。

林委員

- 1 これまで森林整備担い手基金で実施してきた事業に対して、森林環境譲与税を充当できるので廃止するということだと理解したが、譲与税は十分配分されているのか。
- 2 資料3によると、森林環境譲与税制度は平成31年に始まったというふうになっており、今回、この資料3によると施行期日が令和8年4月1日というふうになっており、その理由についてお願いする。
- 3 資料8について、現行計画の検証はどのように行ったのか。
- 4 基本計画の検討をどのように行ってきたのか、生産者や県民の意見を取り入れたのかどうか。
- 5 現行計画から内容はどう変わっているのか。
- 6 新規指標を設定した基になる考え方について伺う。
- 7 計画の実効性を確保するため、進行管理をどのようにしていくのか。
- 8 資料9について、減額補正する主な事業と減額の理由についてお願いする。
- 9 高病原性鳥インフルエンザの発生に伴う損失の補填について、損失が生じたヒナ生産農家に対しては、いつ頃、損失の補填が行われるのかどうか。

森づくり課長

- 1 森林整備担い手基金からは毎年約300万円程度を取崩して担い手対策に充ててきている。一方で、埼玉県へ譲与される森林環境譲与税額は、令和6年度実績で約1億3,000万円、令和7年度は約1億4,000万円の見込みなので、財源は確保されており、これまで担い手基金で実施してきた事業を譲与税を充てて行うことは問題ないと考えている。
- 2 県では譲与税の制度が始まって以来、森林資源調査に係る航空レーザー計測や解析、森林クラウドシステムの構築と運用、都市部と山側の市町村連携の支援、公共施設の木造、木質化促進などに譲与税を活用してきた。これらの取組のうち、航空レーザー計測と解析が令和6年で終了したので、これまでこれに充てていた財源を、担い手対策に活

用していきたいと考えている。

農業政策課長

- 3 今回提案させていただいている計画の策定に当たっては、現行計画に掲げた取組に不足がなかったかどうか、複数の観点から検証を行った。主立ったものを申し上げますと、まず、現行の計画に掲げている指標の進捗状況を確認している。その中で、達成の状況が順調なものとはともかくだが、特に未達成の指標については、課題として何があったのか、そして今後何を施策として取り組んでいくべきなのか。こういった点の検証を行った。
- 4 今の計画は令和3年度からの計画であるが、その後において県内の農林水産業において情勢の変化等もあるので、そういった現行の計画の後に発生した事案への対応が十分に盛り込まれているのかどうか。こういった観点の検証も行った。例えば、私の説明の中でも少し申し上げたが、近年の気候変動による夏の高温の被害がかなり大きくなってきていることや、あるいはイネカメムシの発生が近年急激に増えている。そういった情勢の変化というものはしっかり対応した内容を盛り込むべきというふうな課題だと思うので、そういったものはしっかり盛り込まれるように検証を行っている。また、あわせて、県育成品種のいちごや梨が近年高い評価を受けているということも、現在の計画が策定された後に起きてきた事象であるので、あるいは、全国植樹祭も今年行われたものであったので、そういった中で高い評価を受けていることや、あるいは活樹の重要性を全国に発信していったなど、そういった新たに発生している追い風をいかに取り込んでいくかというような観点の検証も行っている。そしてそのほか、国全体の支援策の状況も変化している部分がある。特に令和6年には国の方で、食料農業農村基本法の改正などもあり、それに関連しての新たな支援策、スマート農業の活用に関する支援策や、そういった法律の新しくできている部分がある。そういったトレンドというのもしっかり本県において重要なものは反映するように検証を行っている。
- 5 今回の策定に当たっては、もちろん、まず、最初は県の執行部において検討を行っているが、その過程では、各品目の生産者や、あるいは、一般公募による県民の方などから構成される有識者懇話会というのを開催して、その時々で御意見をお伺いしながら必要な点を盛り込んできたところである。また、林業分野も森林審議会を開催して御意見を頂戴しながら必要な視点の盛り込みを行っている。また、あわせて、県民コメントを実施したり、あるいは、各市町村や県内の農林漁業関係団体との意見交換というのもエリア別に分けながら3回開催して、そこで頂いた意見というのも適宜盛り込みながら検討を行ってきた。
- 6 主立った大きな構成に関しての話で申し上げますと、条例の基本理念にのっとり、産業としてもわかる農林水産業の実現をしっかりと図っていくといった観点と、産業や経済面以外のSDGsや環境を重視する動きへの対応など、そういった観점에서環境負荷低減の推進と多面的機能をもう一つの柱として掲げる、こういったものを計画の基本的な考え方として整理をしたということを理念的ではあるが、今回の計画においては構成としては大きく再整理をしたところである。それぞれの柱に基づいて、冒頭御説明した資料に記載している内容のとおりであるが、特にもうかるということに関して、重要度の高いものから順次、内容の再構成を行ったというものが大きな修正点になる。それに合わせる形で現行の計画の指標についても、新しい指標を三つ盛り込むこととしたのが今回の大きな変更点になろうかと思う。
- 7 新規の指標としては三つ、販売農業経営体における平均販売金額、これが一つ。二つ目が、販売農業経営体における年間販売金額1,000万円以上の農業経営体数の割合、

これが二つ目。この二つに関しては、現在の計画においても、農家1戸当たり生産農業所得、あるいは、販売農家数に占める販売金額1,000万円以上の農家数の割合、こういうものを定めているが、それに代わる新しい指標ということである。これまで、現在の計画におけるこれらの指標というのは数値目標をもちろん掲げているが、ほかの産業と比べても低い水準の数字になっていた。そういった中で、県議会の中でも、昨年5か年計画等特別委員会の中でも農家を志す方にとって魅力を高められる指標や目標値を研究することといった附帯決議を頂いていた。現在の計画の指標というのは、この統計上しょうがないことであるが、兼業農家と専業農家が全て一緒くたになったような指標になっている。そういった方々の総数を分母として、所得を割ったということになっており、比較的この自給的農家と言われるような方々の動向というののもかなり色濃く反映をされるような指標になっており、また、ちょっと技術的なことになるが、農家数ということなので、世帯としてではなく、法人として行っているような方ということの動向が適切には反映されてこなかったといった点があった。そういった点を今回見直す形で、農業経営体というのは世帯として行っている方と法人として行っている方、それぞれをまとめた形で捕捉できる統計値であり、こういった農業経営体ということを活用しながら、販売農業経営体ということで、より業として営む農業経営体に着目した指標として見直しをしたというものである。そして、新規指標は三つあるというふうに申し上げたが、最後の新規指標としては環境負荷低減に取り組む農業経営体数の割合ということである。農林水産分野においてもSDGsへの対応というのは強く社会的に求められてきている潮流が増えているので、県内においてもこういった取組を行う経営体の割合というのをしっかり継続的に指標としてウォッチをしていこうという観点で盛り込んだものである。最後に、この計画の進行管理ということで、21の指標を今回掲げることとしているので、この指標の進捗状況をしっかり確認をしながら、進捗が不十分なものについては、しっかり対策として必要なものがないか、課題が何があるのか、こういったものを検証しながら計画の掲げる将来像に向けての実現に取り組んでいきたいと思う。以上が基本計画に関係する内容である。

- 8 事業の数は全部で63あるので、その中で補正額が大きいものを簡単に御紹介をさせていただければと思う。まず、資料で申し上げると、108ページにあるものであるが、農地防災事業費、こちらが減額の額として、7億3,108万3千円減額するものである。こちらは国庫補助事業を活用した公共事業となっている。国からの補助事業の割当てが当初、本県から要望した額を下回ったため減額補正をお願いするというものである。この差が生じてしまった背景としては、各都道府県からの事業要望が国の予算枠を上回ったということで、全体調整が行われたものというふうに承知をしている。額が大きい二つ目の事業であるかんがい排水事業費である。こちらは2億9,735万2千円を減額するものである。こちらと同じく国庫事業を活用した公共工事の事業である。状況としては同様で、本県から国に要望した額を下回る形で国からの配分が行われたというものである。そして最後、三つ目に大きい枠のものとしては、全国植樹祭開催事業費である。こちらは2億8,675万6千円を減額するものであり、こちらは御承知のとおり、令和7年5月25日に開催した全国植樹祭の開催に係る県単独の事業として行っているものであるが、契約差金や事務の見直しや、あるいは執行の節減により減額となった部分を補正をお願いするものである。概略となるが以上である。

畜産安全課副課長

- 9 現在、損失が生じた農家が損失額の算定を行っており、県もその算定を支援している。算定終了後、国との協議、農家からの交付申請の受付を行い、6月までに農家へ交付さ

れる見込みである。

林委員

- 1 資料3について、全国の森林整備担い手基金の設置状況はいかがか。他県でも廃止された事例があるのかどうかを伺う。
- 2 資料9に関して、ヒナ生産農家に対する損失補填については分かった。発生農場に対する支援はあるのか。どのようなになっているのか。

森づくり課長

- 1 全国の担い手基金の設置状況であるが、令和6年度末時点で全国では43都府県に同様の基金がある。また、廃止については、令和2年3月に北海道、令和3年3月に岐阜県が廃止をしている。なお、基金の廃止後に特に問題は生じてないということも伺っている。

畜産安全課副課長

- 2 国では処分された鶏の評価額を全額手当金として発生農家に交付している。評価額は鶏の購入経費、餌代や畜舎の光熱費など、飼育にかかった経費を基に算定する。なお、手当金は国への提出書類が多く算定が複雑なため、交付まで1年程度かかることがある。そのため、農家では交付されるまでの期間、国の無利子の融資制度を利用する予定である。県では、農家が行う手当金の算定と融資制度の利用が円滑に実施できるよう支援を行っている。また、農業再開に向けて、飼養衛生管理の改善指導を行っている。今後も経営再建が早期に図られるよう農家に寄り添った支援を続けていく。

細川委員

- 1 そもそも話になるが、埼玉県で生産される県産木材については、どのような種類があって、どのような用途に適しているのかお聞かせいただきたい。
- 2 また、よく取れるその木材について、やはり木材だと海外産の木材は安いイメージがあるが、こういったところと競争しなければならないと思うが、そういった海外産の木材とか、あるいは他県の木材と比較した場合に、今の埼玉県のこの埼玉県産の木材の価格とか、品質がこういったポジションにあるのか、お聞かせいただきたいと思う。
- 3 埼玉県農林水産業振興基本計画について伺う。知事のお話の中にもうかる農業というフレーズをよくお聞きする。そういった意味で、今回の計画にももうかる農業施策がいろいろと取り込まれていると思うが、今回の新規の指標のところ、この売上げのところの1,000万という数字が二つ出ているのかと思うが、これの指標が、例えば、これはもうかる農業の指標なのか、あるいは、規模を大きくするための指標なのかちょっとどちらか分からないので教えていただきたい。
- 4 昨今、物価高あるいはエネルギー高になっており、販売価格になっているが、そういったものを考慮した上で、こういった指標の取組をされているのかお聞かせいただきたい。

森づくり課長

- 1 まず、本県の植栽されている樹種であるが、主にスギ、ヒノキの2種類である。こちらは主として建築用材に利用されている。また、加工されるときに発生する端材であるが、こちらチップにされて燃料や紙の材料となっている。次に、県産木材の価格であるが、例えば、スギの製材品1立方メートル当たりの価格であるが、令和5年において県

産材が約 87,000 円、他県産、国産材が約 95,000 円、スギに相当する外国産材、ホワイトウッドであるが約 82,000 円、令和 6 年においては県産材が約 89,000 円、国産材が 85,000 円、外国産材が 82,000 円となっている。なお、価格については、取引の量や時期、調達のルート、円安や輸送コストの高騰等によって変動するので、単純に比較はできないと考えている。

- 2 次に、品質であるが、一般に流通している木材と比較して、県産材が、品質的に問題があるとは考えていない。県内大手の製材工場は J A S の認定を受けているなど品質の確保に努めているところである。

農業政策課長

- 3 この新規の二つの指標に関しては、もうかる農林水産業ということをしかり進めていくに当たって観察するための指標として設けている。そのための手段として規模の拡大ということももちろんあると思うが、品目の転換や、あるいは 6 次産業化、こういったものによる高付加価値化の推進ということもその実現の手段になってくようかと思っている。そういった意味で規模を大きくするための指標という側面だけではなく、あくまでももうかる農林水産業の実現に関連する指標として、この指標を制定しているものである。
- 4 この指標の数値を定めるに当たっては、令和 2 年以降の数字の動向を追っている。昨今のエネルギー価格の高騰も令和 4 年頃から発生しているものとなっていると認識しているが、その辺りのトレンドも反映された形で数字の設定をしているところである。

内沼委員

- 1 まず、39 号議案、県産木材の利用促進条例案についてであるが、先ほど様々な御質問あったが、今回提案されているこれと、農林水産業振興基本計画、これとそれの基になっている埼玉県農林水産業振興条例、これがあると思うが、この中で、農林水産業振興条例の中では林道の整備とか路網の整備など、また、森林の有する多面的機能を増進させる観点から、治山の事業などが入っているが、この水産振興条例と水産振興基本計画、これと木材利用促進条例案をどのような形でリンクさせているのか、そのような形を、まず、お伺いする。
- 2 県産木材利用促進条例をこれから実のあるものにするためには、先ほどの基本計画も含めて、やはり今まで私たち、新井委員も含めてこの県産木材の利用推進や林道の整備について、様々な一般質問等で訴えてきたが、なかなか進んでいないというのが現状で、進めるためにはやはり県産木材を伐り出して利用していただくなくてはいけないということが重要であるが、この県産木材利用促進条例の中で、そのようなことが予算も含めてどれくらい今までと違うことを打ち出せるのかというのは大変重要になってくると思うがその辺についてもお伺いする。
- 3 この県産木材利用促進条例をどのような形で市町村に周知させていくのか。やはり利用していただくのは、市町村も含めて、特に公共施設などは、これにも入っているが、市町村が管轄しているものが多いと思うので、私たち林業地域の自治体はそこそこ認識を持ってやっているが、どうしても都市部の市町村がなかなかそこまで踏み切れていないというのが現状だと思うので、そのような形で都市部を含めて、埼玉県内の各市町村にどのような形でこれを周知して、これを実践させていくのかというのを伺います。
- 4 基本計画の中で、その中でもこの指針の中で森林の整備面積、5,495 ヘクタールから 12 年度までに 12,500 ヘクタールにするなど、団地化も含めると、24,4

01ヘクタールから29,000ヘクタール、それから木材を利用した公共施設、これも1,356から1,720ということで、今回のこの県産木材条例も含めると中で、相当なハードルの高い目標値を掲げていただいていること、すごく有り難い話であるが、やはりこれについては先ほど言った路網の整備や、林業の、それこそスマート林業も含めた形の機械化や、そのような形を県でそれぞれの予算措置を含めて、措置していただかないとなかなかこれは達成できないと思うがその辺のことについての意気込みというか、それをお伺いさせていただきたいと思う。

森づくり課長

- 1 埼玉県農林水産業振興条例は、農林水産業全体の振興のための総合的な施策を推進するものであり、木材条例については、県産木材の利用促進のための施策を推進するものと位置付けている。振興条例の第11条の県産木材供給のための生産基盤の整備及び第16条の市町村の県産木材利用への支援といった施策において、木材条例と一部重なる部分はあるが、そのほかの木材条例の条文は振興条例に定めのない県産木材の利用促進に沿った内容とさせていただいている。両条例で重複する施策については、整合性を確保しながら林業の基盤強化と県産木材の利用促進を一体的に進めていきたいと考えている。
- 2 木材条例においては、県産木材の安定的な供給の確保と生産性の向上を図ることを目的として、森林資源の利用及び再生産を図るための森林整備について必要な施策を講ずると定めている。委員お話しのとおり、県産木材の供給の土台となる森林整備の充実、こちらの方は重要な課題と考えているので、市町村や木材関係業者の意見も聞きながら今後も予算の適切な確保に努めて、森林整備についてはしっかりと進めていきたいと考えている。
- 3 今回条例を発表して、市町村にも当然周知を図っていくところである。市町村においても木材利用に関する方針を定めていただいているので、そちらの方に反映をしていただくように働き掛けていただきたいと考えている。
- 4 委員がおっしゃるとおり、森林整備、木材供給どちらも目標になかなか届かず、我々としても取組どうしていいかというところはあるが、県内の人工林は57,000ヘクタールあるが、それを適切に管理して循環利用も合わせて進めていくという目標で定めさせていただいているので、高い目標値となっている。先ほどの繰り返しになるが、予算の適切な確保に努めながら、こういった取組を進めて目標に近づけられるように取組を進めていきたいと考えている。

内沼委員

- 1 今、市町村へのあれも含めて、実は森林環境譲与税、これも相当な関係がしてくると思う。何回か一般質問させていただいたが、やはり市町村が、特に都市部の市町村では基金として積み上げていただいて、まだまだ使い勝手がなかなかできない、分からないというところもあると思うので、是非この埼玉県県産木材利用促進条例がここでできるわけであるから、それも含めて是非県産木材の利用を各市町村に働き掛けるのと同時に、やはりハウスメーカーさんや、最後の建築関係の皆様にも、是非、値段の関係もいろいろあるが、あと、供給の関係もあるが、その辺も是非県産木材を住宅建設の中でも利用していただきたいというようなことも、更に県として働き掛けていただければと思っている。
- 2 今県産木材の先ほどスギ、ヒノキという話が出たが、実はもう約県産木材の今7割、8割はもう伐期をちょうど今、一番いい、もう大分老木化してしまっていてなかなか伐るの

にはというところもあるが、是非ここ二、三年は木を利用するのはすごいチャンスなので、チャンスというかそこでやらないとなかなか利用できる木材がなくなってしまうので、是非これを条例を含めた中で、是非この今の機を逃さずに、しっかりとした対応をしていただきたいのと、それと、今私たちの地域は花粉がすごい。木を伐って、新しく植えないと新しいスギ花粉に強い苗木は植えることできないので、そのためにも是非先ほど県で言っている、伐って、育てて、利用するという、新しい苗木を植えるためにも、是非しっかりとした政策を行っていただきたいと思うが、それについてちょっと一言お願いします。

森づくり課長

- 1 お話はよく分かっている。分かっているつもりである。木材条例、活樹を進めるということで、県の意気込みをここで表しているところである。
- 2 伐期を迎えている、確かにそのまま太ってしまうと、山から下ろせなくなるとか、花粉対策を進めなければ、少花粉スギも植えられないという状況であるので、必要な予算等も確保しながら、しっかりと森林整備、木材利用を進めていきたい、循環利用を進めていきたいと考えている。

新井委員

39号の木材利用促進条例について1点だけ確認させていただきたい。この条例の中にある県産木材の定義のことであるが、県産木材認証制度を受けたものでイコールなのか、又はその限りでないのか。ここだけ確認させていただきたい。

森づくり課長

イコールではない。結論から申し上げますと、県産木材全般というふうに、認証を受けているものだけではない。

新井委員

今後、この条例に基づいて理念に基づいて恐らく木材利用に関する様々な補助制度がこれからできると期待をしているところであるが、これまでも県産木材を利用した住宅補助があったと思う。確か40%の県産木材を利用しているという規定があったと思うが、これ県産木材かどうかは何を判断、どこで判断するか、それとも自己申告で認められるのか。もしこの認証制度を受けない、限りでないところであれば、そこはどうなのか。確認方法を教えていただきたい。

森づくり課長

住宅の県産材の利用に対する補助事業の方は認証制度をもって、県産材と判断させていただいている。

新井委員

ということは、この条例の理念の下に、今後、そういった補助制度ができた場合はあくまでその場合は、認証制度が適用されるというような解釈でよいのか。

森づくり課長

認証制度については住宅関係の建築資材がメインの対象になっており、おもちゃとかそういう小さいものについてはちょっと認証が難しい部分があるので、ちょっとそちらの方

はできないかなと考えている。

松坂委員

資料の９の２ページ、農林水産業費であるが、農業委員会育成費の減額、１億１，９００万円があるが、ちょっといろいろ私の中で議案調査のときに事業概要として最適化事業、担い手に応じて説明があったが、予算額に応じて農業委員会から請求が来なかったという説明を頂いたが、その内訳として当初予定した最適化事業が実施されなかったものなのかということだけちょっと確認をさせていただければと思う。

農業政策課長

今、松坂委員から御指摘いただいた、農地利用最適化交付金の今回減額補正をお願いしている内容であるが、全額国庫の交付金である。この交付金の国からの配分の性質上、令和７年度の交付される額は令和６年度の活動実績を基に、国において、全国の調整をした上で、令和７年度に各都道府県に配分をされるというものである。その内示額を踏まえながら各市町村において、その年度に取り組む内容を申請してやっていくということであり、交付される額というのが、前の年度における活動実績を基に額が決まってくるということであるので、令和７年度に実際に取り組む予定の内容をベースにした額が配分されるというわけではない。ということで、実際に配分されるに当たり、本来活動をする内容とそのために必要な経費を上回る額が国から内示されるという場面がある。そういった市町村にとっては、その与えられた額全額は必要がないので、その分の減額を行っているというような事例があるので、結論と申しては、農業委員会においての最適化活動に必要な経費が確保されずに活動の縮小が余儀なくされているというわけではないということである。

松坂委員

分かったような、分からないようなところであったが、令和６年度の実績に基づくということで考えればいいわけか。

農業政策課長

委員御指摘のとおりである。

【付託議案に対する討論】

な し